

# 使わなかった保険料が戻ってくる “新しいカタチの介護年金保険”

支えてくれるあなたへ、未来の『あんしん』

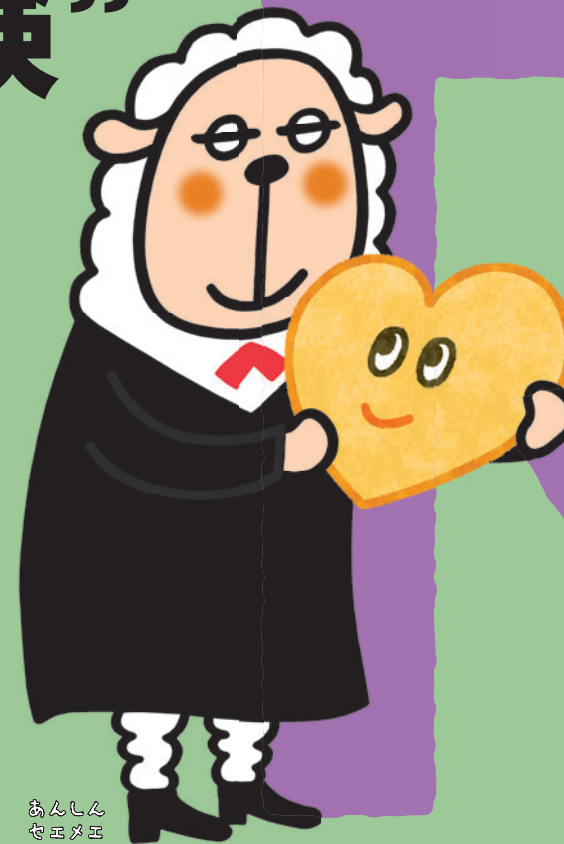
## あんしんねんきん介護

介護年金保険(無解約返戻金型) 健康還付特則 付加[無配当]

契約年齢 20歳～65歳



介護が必要になった  
ときのおはなし  
商品の特長をご紹介します



あんしん  
セレクト



TOKIO MARINE  
NICHIDO

2022年8月改定



### 商品特長

あんしんねんきん介護の  
特長についてご説明します

### 告知事項と責任開始期

告知事項と保障を開始する  
時期についてご説明します

### 介護リスク

要介護認定者数や介護の期間、  
介護が必要になった際に発生する  
費用等についてご説明します

### 保障内容

保障内容について  
ご説明します

### オプション

各オプションの詳細について  
それぞれご説明します

### 介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態

お支払いの対象となる  
状態についてご説明します

### サービス

無料でご利用いただける  
サービスについてご説明します

### Q&A

よくあるご質問について  
ご回答・ご説明します

### ご注意事項

ご注意事項についてご説明します

≧「将来の介護は心配だけどまだ先のこと」「それまでの保険料がもったいない」という方におすすすめ!≦  
 あんしんねんきん介護Rは、2つのRで“新しい介護年金保険のカタチ”をご提案します。

リターン  
R

所定の年齢までに払い込んだ保険料\*1の  
**使わなかった分をリターン**します\*2!

リザーブ  
R

健康還付給付金を受け取った後も、加入時の保険料のまま、  
**一生涯の介護の保障をリザーブ(予約)**できます!

\*1 健康還付給付金支払日(※1)の前日までの既払込保険料相当額(※2)。ただし、健康還付給付金支払日(※1)の前日までに介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額(※2)。

\*2 被保険者が健康還付給付金支払日(※1)に生存されているとき。

(※1) 健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

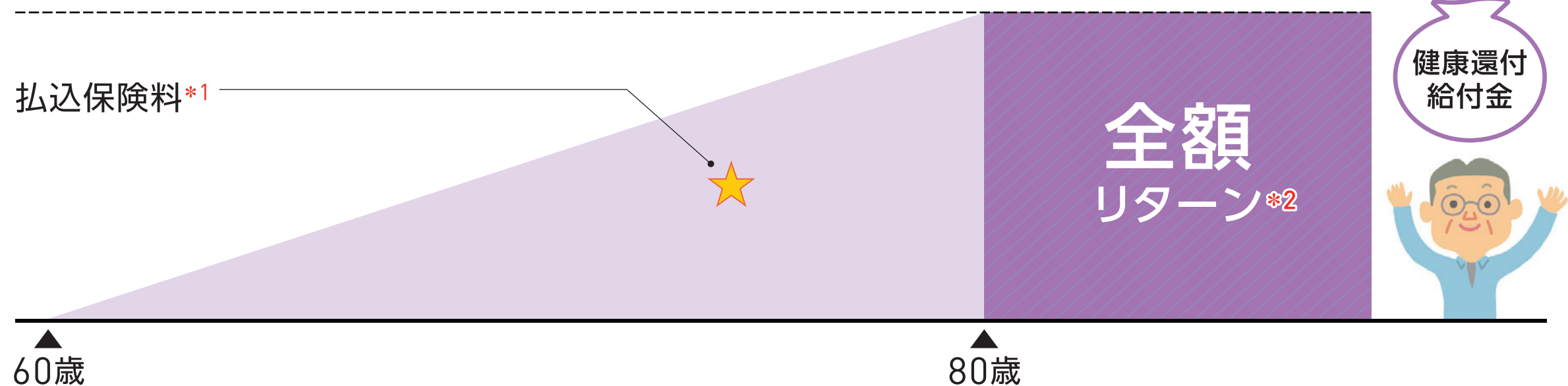
(※2) 既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。

リターン  
R

所定の年齢までに払い込んだ保険料\*1の  
使わなかった分をリターンします\*2!

● 所定の年齢までに介護年金のお受取りがない場合

(ご契約例) ご契約年齢:60歳、健康還付給付金受取対象年齢:80歳



● 「所定の年齢」は、  
被保険者のご契約年齢に  
応じて右記のとおりとします。

ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
所定の年齢 (健康還付給付金の お受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳

\*1 健康還付給付金支払日(※1)の前日までの既払込保険料相当額(※2)。ただし、健康還付給付金支払日(※1)の前日までに介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額(※2)。

\*2 被保険者が健康還付給付金支払日(※1)に生存されているとき。

(※1) 健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

(※2) 既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。

商品特長

2つのR

2つのR (リターン)

2つのR (リザーブ)

告知事項と責任開始期

人生100年時代の介護とリスク

保障内容

オプション

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態

サービス

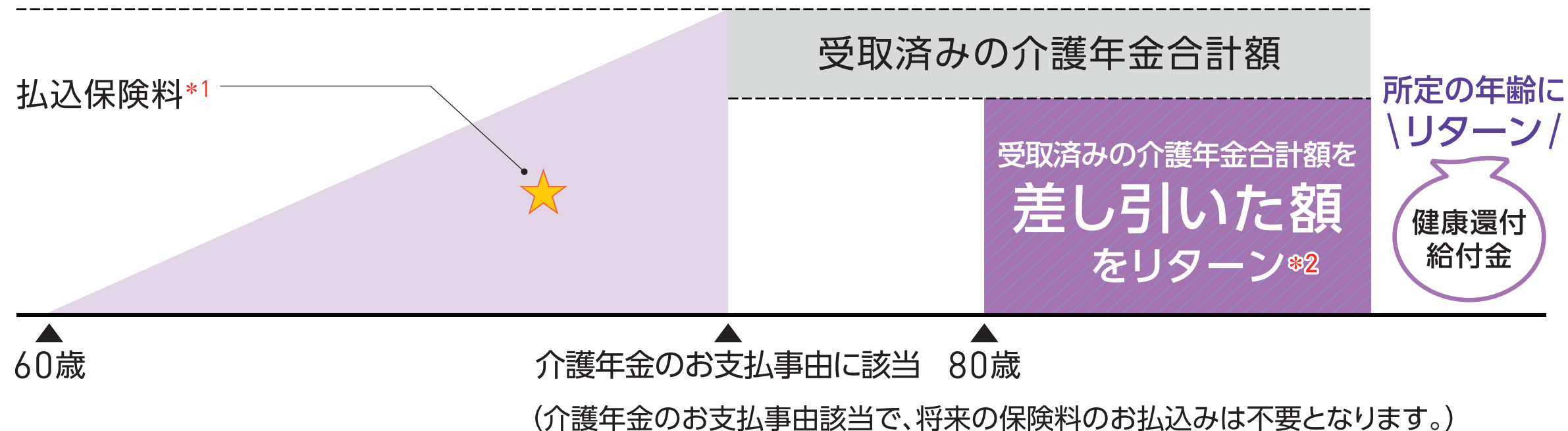
Q&A

ご注意事項

全画面表示

前 3 後

## ● 所定の年齢までに介護年金のお受取りがあった場合



## ★ 所定の年齢になる前に死亡されたときも、払い込んだ保険料が戻ります\*3。

死亡される前に介護年金のお受取りがあった場合は、受取済みの介護年金合計額\*4を差し引いた額をお受け取りいただけます。

## ● 「所定の年齢」は、被保険者のご契約年齢に応じて右記のとおりとします。

ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳

- \*1 健康還付給付金支払日(※1)の前日までの既払込保険料相当額(※2)。ただし、健康還付給付金支払日(※1)の前日までに介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額(※2)。
  - \*2 被保険者が健康還付給付金支払日(※1)に生存されているとき。
  - \*3 被保険者が死亡された日までの既払込保険料相当額(※2)。ただし、被保険者が死亡される前に介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額(※2)。
  - \*4 最終回の介護年金とともに健康還付特則の返戻金が支払われる場合はその返戻金を含みます。
- (※1) 健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
- (※2) 既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。

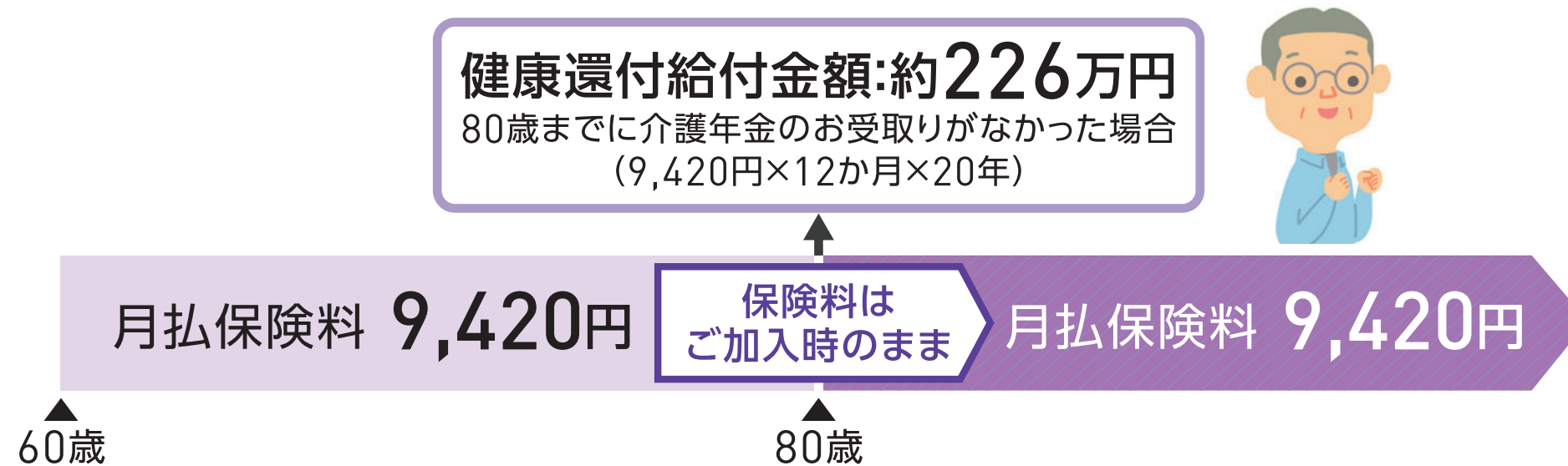


リザーブ  
**R**

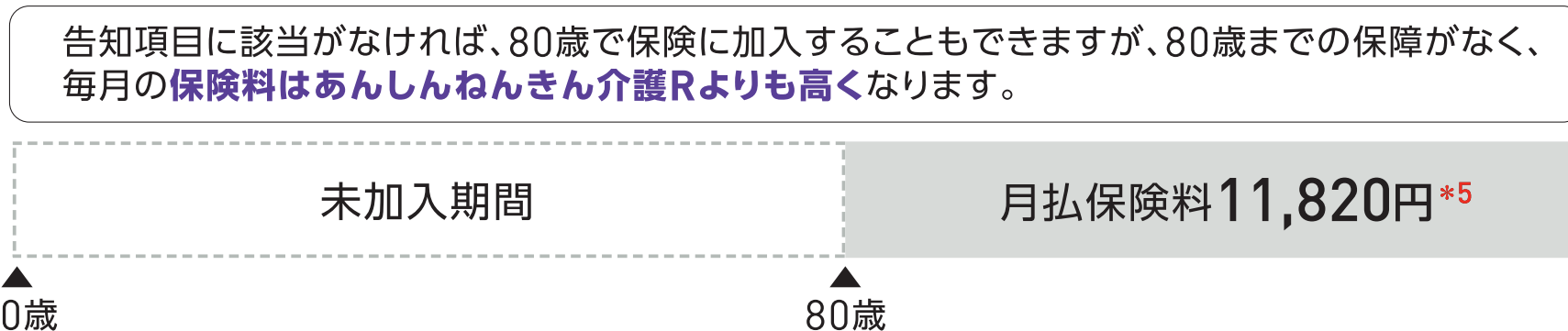
健康還付給付金を受け取った後も、加入時の保険料のまま、  
**一生涯の介護の保障をリザーブ(予約)**できます!

■ あんしんねんきん介護Rと当社の介護年金保険(あんしんねんきん介護)に加入した場合の例  
(ご契約例):男性/保険期間・保険料払込期間:終身/年金の種類:有期年金/年金支払期間:5年/介護年金額:30万円/口座振替扱

- 60歳であんしんねんきん介護Rに加入した場合  
[健康還付給付金受取対象年齢:80歳]



- 80歳で当社の介護年金保険(あんしんねんきん介護)に加入した場合



\*5 2022年8月2日時点のあんしんねんきん介護(介護年金保険(無解約返戻金型))の保険料であり、将来変更となる可能性もございます。

商品特長

2つのR

2つのR(リターン)

2つのR(リザーブ)

告知事項と責任開始期

人生100年時代の介護とリスク

保障内容

オプション

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態

サービス

Q&A

ご注意事項

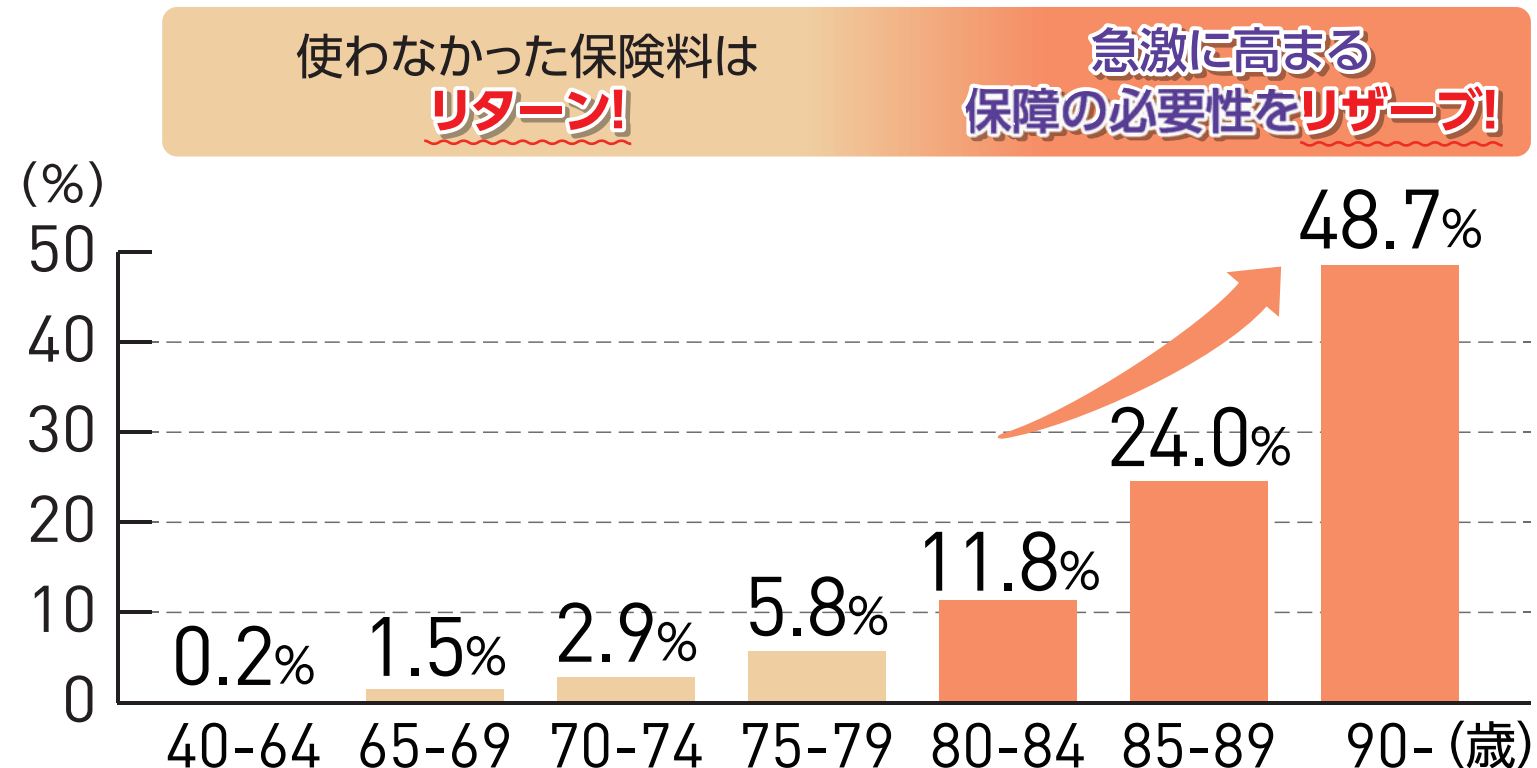
全画面表示

◀ 前 5 後 ▶

要介護2以上の人は  
80代以上で急増します。  
「一生涯」の介護保障が  
あるとあんしんです。



## 年代別人口に占める 要介護2以上の割合



出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」(令和3年9月審査分) / 総務省「人口推計(令和3年9月1日現在確定値)」より算出

以下の告知項目の**すべて**が「**いいえ**」の方はお申し込みいただけます

ご契約年齢

20歳~65歳まで加入できます!

1	<p><b>過去1年以内</b>に、病気やケガで<b>入院</b>をしたこと、または<b>手術</b>を受けたことがありますか。</p>	<p>いいえ</p> <input type="radio"/>
2	<p><b>過去5年以内</b>に、以下のいずれかの病気で、医師の<b>診察</b>※1・<b>検査</b>※1※2・<b>治療</b>・<b>投薬</b>を受けたことがありますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>がん、肝硬変、脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血)、脳しゅよう、心筋梗塞、心筋症、心不全、心房細動、うつ病、双極性障害(躁うつ病)、統合失調症、アルコール依存症、パーキンソン病、アルツハイマー病、レビー小体病、前頭側頭葉変性症・ピック病</p> </div>	<p>いいえ</p> <input type="radio"/>
3	<p>以下(1)~(3)のいずれかに該当しますか。</p> <p>(1) <b>現在</b>、以下①~⑦の日常生活の動作のいずれかにおいて、他の方の<b>介助</b>※3または<b>補助具</b>※4を必要とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①歩行 ②食事 ③排せつ ④入浴 ⑤衣服の着替え ⑥店での買い物 ⑦公共の交通機関の利用</p> </div> <p>(2) <b>今まで</b>に、ご自身に関して、公的介護保険の<b>要介護</b>・<b>要支援</b>の認定申請をしたことがある。</p> <p>(3) <b>今まで</b>に、<b>認知症</b>、<b>軽度認知障害(MCI)</b>またはそれらの<b>疑い</b>※5で、医師の<b>診察</b>・<b>検査</b>・<b>治療</b>・<b>投薬</b>を受けたことがある。</p>	<p>いいえ</p> <input type="radio"/>

※1 「**診察**・**検査**」には、治療を受けた最後の日から5年以上経過した「がん」の経過観察のための診察・検査を含みません。

※2 「**検査を受けた**」には、健康診断・人間ドック・がん検診の受診を含みません。

※3 「**他の方の介助が必要**」とは、日常生活の動作(歩行、食事、排せつ、入浴、衣服の着替え、店での買い物、公共の交通機関の利用)を行う際に、他の方に動作などを手助けしてもらわないと、その日常生活の動作ができないことをいいます。

※4 「**補助具**」の例:杖、歩行器、シルバーカー(手押し歩行補助車)、義肢・装具、車椅子


※5 「**認知症**、**軽度認知障害(MCI)**またはそれらの**疑い**」とは、医師により認知症、軽度認知障害(MCI)と診断された場合に加え、認知症の症状(※)をきっかけに、認知症の疑いで医師の診察・検査を受けた結果、認知症と診断確定されなかった場合を含みます。

(※) 認知症の主な症状の例:もの忘れ、理解力・判断速度の低下、時間・場所・名前などがわからなくなる見当識障害 など



お申込みに際しては、告知書(介護年金用)およびそれに記載の「記入上の注意点」を必ずご確認ください。  
ご加入時の年齢やご職業、既にご契約されている保険との通算等により、お引受けできない場合もあります。

用語の解説	
入院	教育入院・検査入院・日帰り入院を含みます。 ただし、いずれの場合も正常分娩のための入院は除きます。
手術	内視鏡・カテーテル・レーザーによる手術、 体外衝撃波結石破砕術、帝王切開を含みます。
診察	病気の有無や症状などを判断するために、医師が患者に 質問したり、からだを調べたりすることをいいます。
投薬	医師が薬を処方することをいいます。 病院や診療所で薬の処方のみを受けた場合を含みます。
がん	癌・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫を含みます。 上皮内がんは含みません。

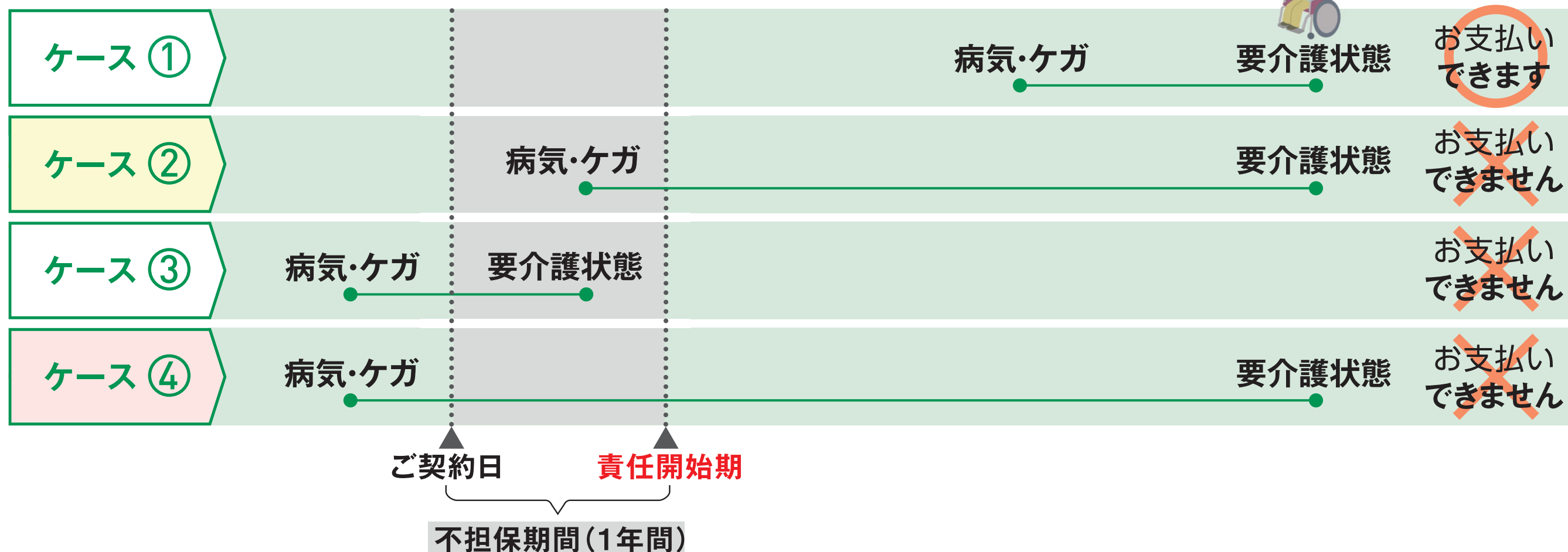
 お申込みに際しては、告知書(介護年金用)およびそれに記載の「記入上の注意点」を必ずご確認ください。  
ご加入時の年齢やご職業、既にご契約されている保険との通算等により、お引受けできない場合もあります。



**保障を開始する時期とお取扱い**  
(特に告知の質問事項に該当しない持病をお持ちの方にご注意いただきたいこと)

- **介護年金・一時金の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。**  
(不担保期間(保障しない期間):1年間)
- この保険にご加入いただいた場合でも、**責任開始期前の病気やケガ**※6を原因として介護年金・一時金のお支払事由に該当した場合には、**介護年金・一時金をお支払いできません。**

▼ **要介護状態の原因**となった病気・ケガの**発生時期**に応じたお取扱い(例)



※6 ご契約の際の告知等により責任開始期前に病気またはケガが生じていたことを当社が知っていた場合等を除きます。

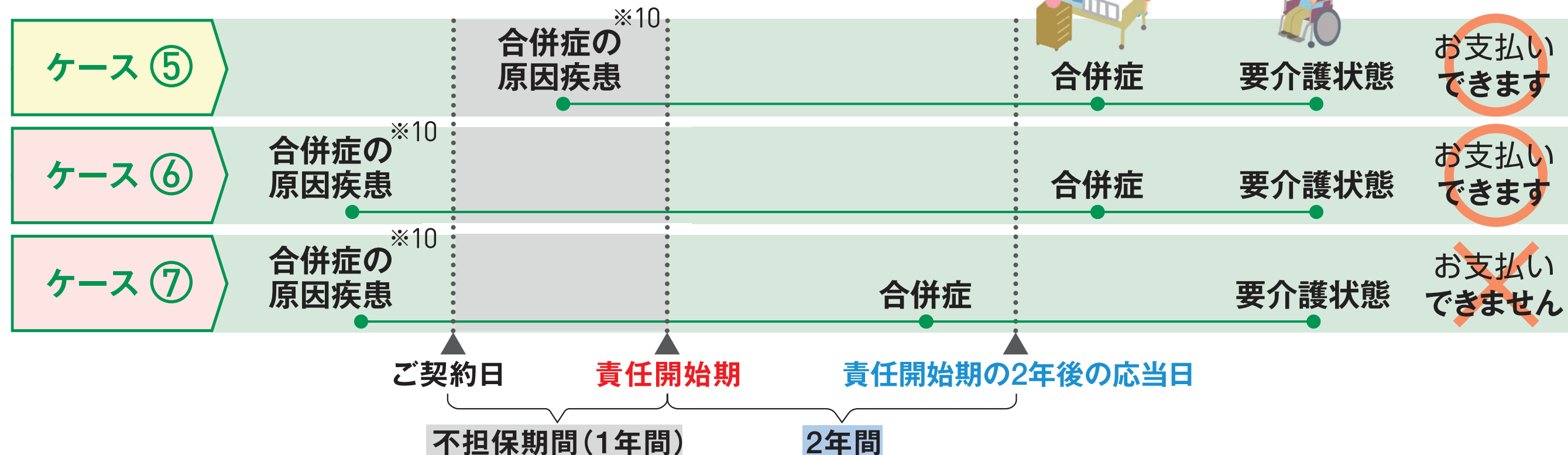
## 保障を開始する時期とお取扱い

- 責任開始期前に告知の対象とならない病気※7を発病していた場合※8、**責任開始期からその日を含めて2年経過後**にその病気の**合併症**を発症し、お支払事由に該当したときは、介護年金・一時金のお支払対象となります。

### 合併症とは

ある病気が原因となって生じる別の病気をいいます※9。例えば、糖尿病が原因となって生じる糖尿病腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害等をいいます。

### ▼ 合併症を原因として要介護状態となった場合のお取扱い(例)



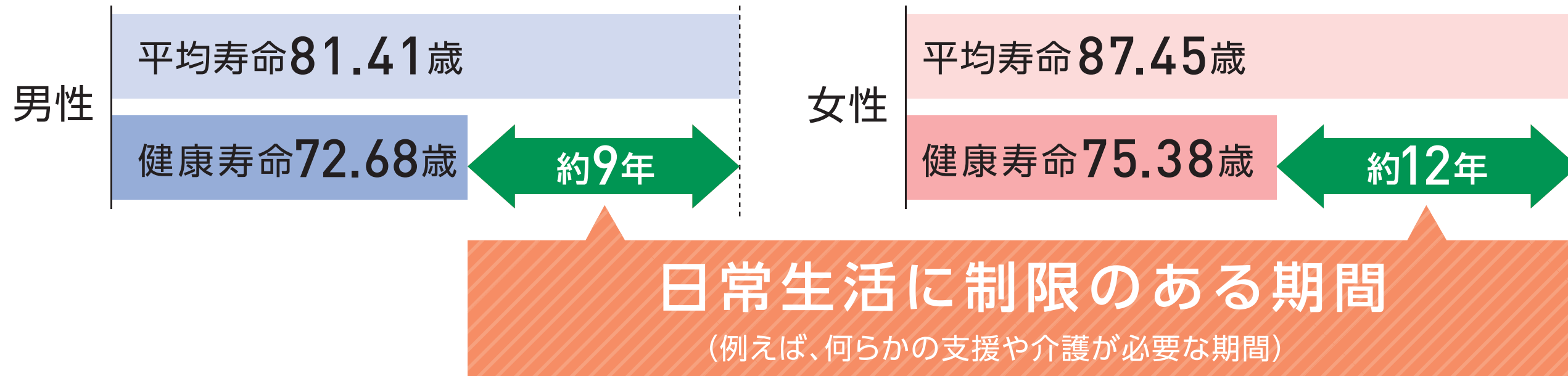
- 責任開始期前に病気またはケガが生じていた場合でも、介護年金・一時金のお支払事由の原因となった責任開始期以後の病気との因果関係が認められないとき等は、介護年金・一時金のお支払対象となります。

※7 告知書の質問事項のうち、過去5年以内の医師による診察・検査・治療・投薬歴の対象となる病気以外の病気をいいます。  
※8 責任開始期前に発病した病気が次のいずれかに該当する場合は含みません。  
①告知をした後、責任開始期前に、上記※7の質問事項の対象となる病気を発病した場合  
② その病気について告知日の過去1年以内に入院・手術歴があり、告知書の質問事項に正しく回答しなかった場合  
※9 合併症の原因となった病気と約款上同一の区分に属する身体部位に生じた病気を除きます。  
※10 告知の対象とならない病気に限ります。

## 健康でいられる期間は？

健康上の問題がなく、日常生活に制限のない期間である「**健康寿命**」は「**平均寿命**」よりも**10年**ほど短いとされています。

### ●平均寿命と健康寿命の差(令和元年(2019年))



出典:厚生労働省「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会 資料」(令和3年12月20日)

健康な期間がいつまでも続くとは限りません。  
**支援や介護が必要になった場合の備え**があるとあんしんです。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク ▾

健康でいられる期間

支援や介護が必要になる場合

要介護認定者数

介護の期間

介護の費用

家族への影響

自宅介護の暮らしと費用

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 11 後 ▶

## 支援や介護が必要になった場合は？

自立して日常生活を送ることができない場合に、**身体状態に応じて公的介護保険サービス**を受けることができます。

### ●要支援・要介護の身体状態の目安

要支援	要介護
基本的に自分一人で日常生活を送ることができるが、多少の支援が必要な状態	自分一人で日常生活を送ることが難しく、誰かの介護が必要な状態

例えば、入浴の場合…



監修:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

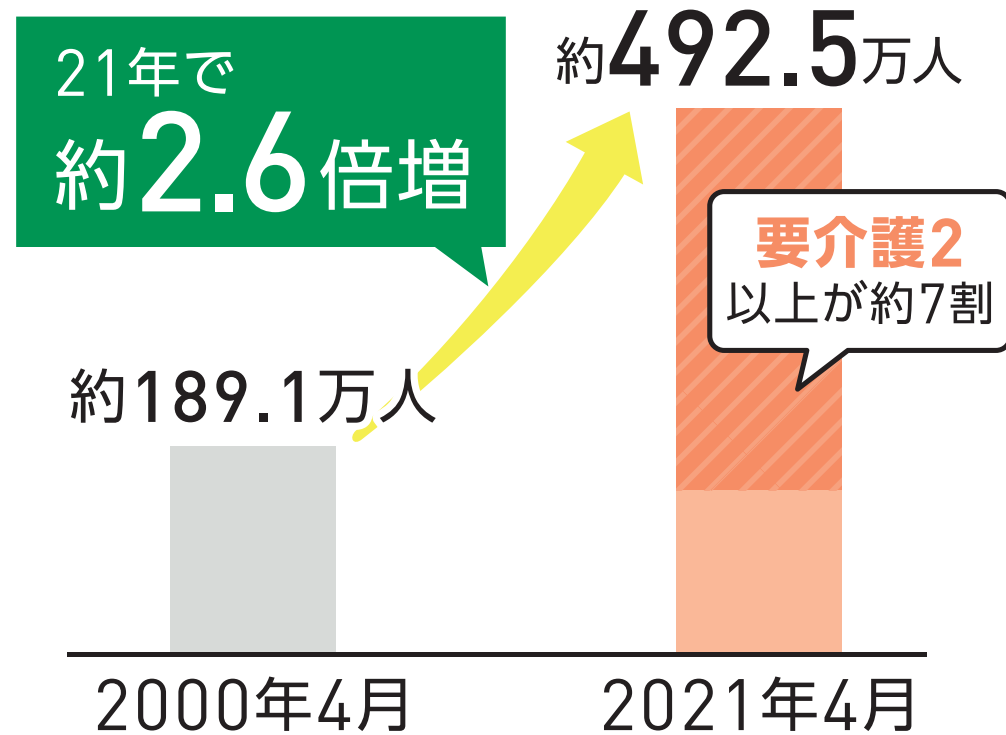
介護の度合いが重いほど、**日常生活に支援や介護が必要になります。**



## 要介護認定者数は？

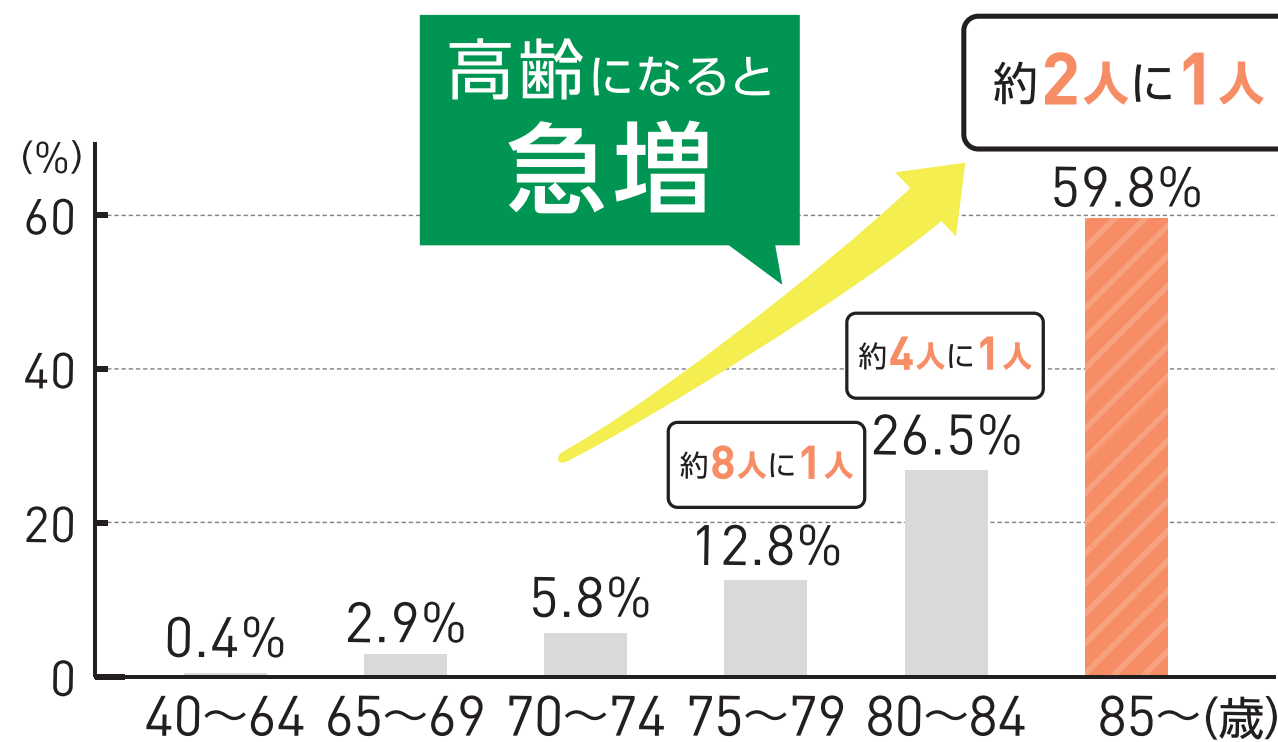
要介護認定者数は、公的介護保険制度開始から21年間で約**2.6倍に増加**しました。  
**85歳以上**になると**約2人に1人が要支援・要介護認定**を受けています。

### ●要介護認定者数



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告月報(暫定版)」(平成12年4月分・令和3年4月分)

### ●要支援・要介護認定者の割合

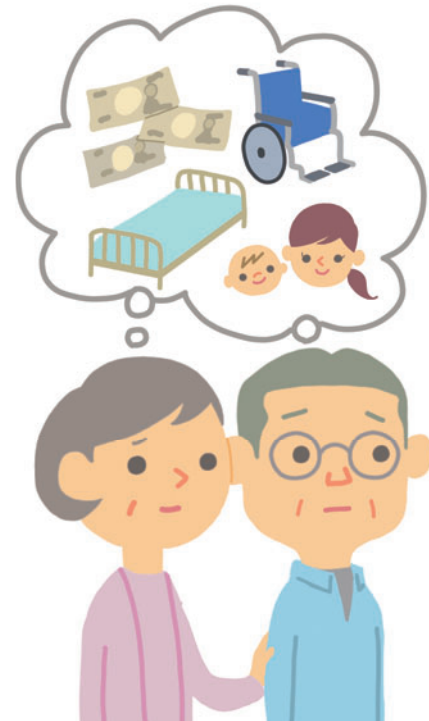


出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計月報(令和3年9月審査分)」／総務省「人口推計(令和3年9月1日現在確定値)」より算出

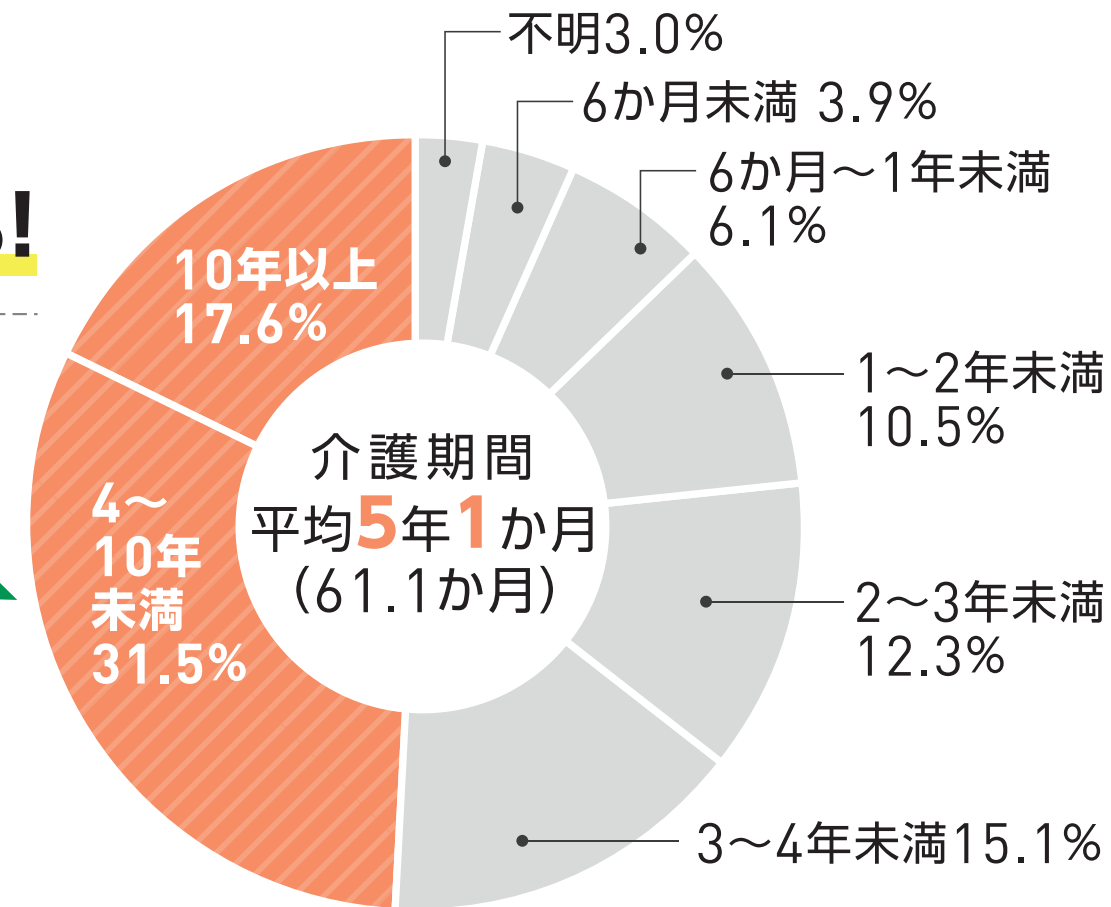
介護は身近なリスクといえます。  
また、**年齢を重ねるごとに介護のリスク**は高まります。

## 介護の期間は？

介護期間の**平均は約5年1か月**です。  
10年以上の長期にわたるケースも**約18%**！



約半数近くの方が  
**4年以上**



\*現在介護中の場合は、介護を始めてからの経過期間を尋ねたものです。  
出典:公益財団法人 生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

一度要介護状態になると、  
**介護の期間は長期**にわたることもあります。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク ▾

健康でいられる期間

支援や介護が必要になる場合

要介護認定者数

介護の期間

介護の費用

家族への影響

自宅介護の暮らしぶり費用

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 14 後 ▶

## 介護の費用は？(公的介護保険サービスと自己負担)

公的介護保険は、**認定された要介護度により支給限度額**が決められています。支給限度額を超えた分は自己負担となります。

- 公的介護保険の対象となるサービスは、現金による給付ではなく、介護サービスそのものが提供されます。

### 対象となるサービス

訪問介護サービス、通所介護サービス、施設サービス等

\*公的介護保険の給付対象外となる費用:対象となるサービスの居住費、滞在費、食費、日常生活費等



2022年5月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村等の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。

## 介護の費用は？(公的介護保険サービスと自己負担)

### ●公的介護保険サービスと自己負担について

〈自宅でサービスを受けた場合のイメージ図〉



- A** 公的介護保険サービスの支給限度額
- B** 公的介護保険サービスの自己負担額 (1割負担の場合)
- C** 支給限度額を超えて対象サービスを受けたり、対象外のサービスを受けた部分

### ●公的介護保険サービスの支給限度額と自己負担額(年額)

要介護度	支給限度額(年額) A	1割負担の 自己負担額(年額) 上限額B	1割負担の 自己負担額(年額) 実績(平均額)B
要介護2	約236万円	約23.6万円	約16.7万円
要介護3	約324万円	約32.4万円	約25.1万円
要介護4	約371万円	約37.1万円	約30.2万円
要介護5	約434万円	約43.4万円	約34.8万円

出典:厚生労働省 第168回社会保障審議会介護給付費分科会資料「2019年度介護報酬改定の概要」/財務省財政制度等審議会財政制度分科会(平成28年10月4日)資料より「介護保険における利用者負担の在り方」をもとに当社で作成

監修:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

\*65歳以上の世帯年収によっては、自己負担額が2~3割となる場合があります。

公的介護保険サービスを限度額まで利用した場合の自己負担額(1割負担)は要介護5で年間約43.4万円です。

実際の自己負担額(1割負担)の実績(平均額)は要介護5で約34.8万円となり、

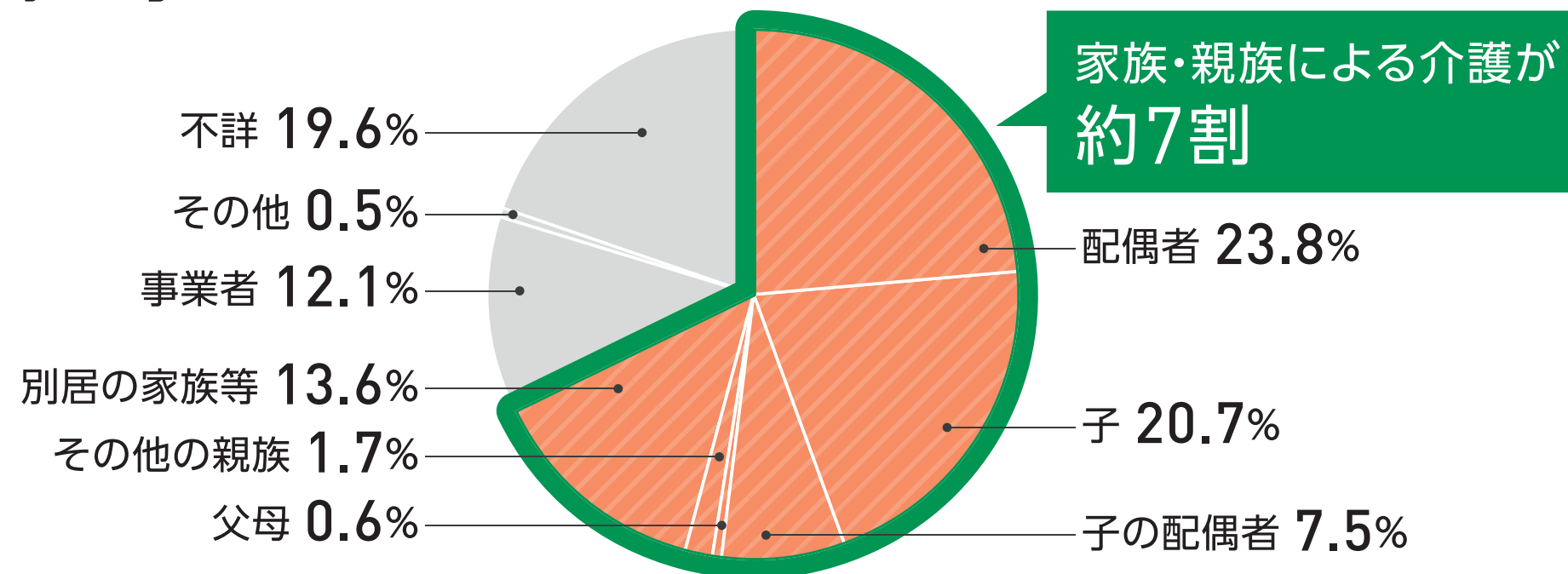
毎年約30万円~50万円あれば自己負担分をカバーできるといえます。



## 介護がご家族に与える影響は？

**家族・親族が介護**をしているケースが**67.9%**です。

### ● 主な介護の担い手



出典:厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」

介護はご自身の問題だけではなく、**ご家族・ご親族の生活**にも**大きな影響**を与える可能性があります。

ケアマネージャーに聞く  
「介護の実態について」



商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク ▾

健康でいられる期間

支援や介護が必要になる場合

要介護認定者数

介護の期間

介護の費用

家族への影響

自宅介護の暮らしぶり費用

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 17 後 ▶

自宅介護の暮らしぶりとは？

自宅介護は、**介護するご家族・ご親族の負担**が伴います。そして、介護はいつまで続くか分かりません。

要介護4のAさんを自宅で介護する場合



■ 介護サービス ■ 妻 ■ 長男

① 介護費用を抑えるために家族が中心となって介護を行う場合

	月	火	水	木	金	土	日
7:00	モーニングケア・食事介助(通所準備)						
	水分補給・排泄介助		通所介護	水分補給・排泄介助		通所介護	水分補給・排泄介助
12:00	食事介助・水分補給・排泄介助						食事介助・水分補給・排泄介助
	水分補給・排泄介助	訪問入浴	水分補給・排泄介助		訪問入浴	水分補給・排泄介助	水分補給・排泄介助
18:00	食事介助・イブニングケア						

一年間の自己負担額: **234,096円**

② 支給限度基準内で、介護サービスを利用して介護を行う場合

	月	火	水	木	金	土	日
7:00	モーニングケア・食事介助		モーニングケア・食事介助	モーニングケア・食事介助			モーニングケア・食事介助
	通所介護	通所介護	水分補給・排泄介助	通所介護	通所介護	通所介護	水分補給・排泄介助
12:00	通所介護	食事介助・水分補給・排泄介助		通所介護	食事介助・水分補給・排泄介助	通所介護	食事介助・水分補給・排泄介助
		水分補給・排泄介助			水分補給・排泄介助		水分補給・排泄介助
18:00	食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア		食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア	食事介助・イブニングケア

一年間の自己負担額: **371,172円**

上記は、介護給付費単位数等のサービスコード表をもとに作成された一事例です。作成されたプランや利用する介護サービス等によって費用の負担額は異なります。(介護保険サービスの負担額は1割負担、住民税非課税者以外として作成)

監修:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

介護するご家族・ご親族の負担を減らすためにも、**備えがあるとあんしん**です！

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク ▾

健康でいられる期間

支援や介護が必要になる場合

要介護認定者数

介護の期間

介護の費用

家族への影響

自宅介護の暮らしぶりとは？

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 18 後 ▶

東京海上日動あんしん生命

あんしんねんきん介護Rは、**介護の費用に備える**ことができ、しかも使わなかった**保険料が戻ってきます**。

お支払事由		お支払いする年金・給付金等
基本保障	<p>病気やケガにより、以下①または②に該当したとき</p> <p>①公的介護保険制度の<b>要介護2以上</b>と認定されたとき</p> <p>②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき</p> <p><a href="#">お支払事由詳細</a> →</p>	<p><b>介護年金額</b></p> <p><b>30万円</b></p> <p>20・30・50万円から選択できます</p>
	<p><b>年金のお受取り</b> 年金支払期間は<b>3つのタイプ</b>から選べます</p> <p>年金支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●5年有期年金 最大<b>5回</b></li> <li>●10年有期年金 最大<b>10回</b></li> <li>●終身年金 <b>一生涯</b></li> </ul> <p>年金支払期間中、生存されている限り毎年お支払いします*1</p>	<p><b>一生涯保障</b></p>
<p>以下の状態となった場合は<b>将来の保険料のお払込みは不要です</b>*2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護年金のお支払事由に該当したとき</li> <li>●病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき。または、不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき</li> </ul>		

\*1 有期年金の場合、年金支払期間が満了したときにご契約は消滅します。ただし、認知症一時金特約が付加されたご契約で、認知症一時金のお支払いがない場合を除きます。

\*2 主契約の保険料のお払込みが不要となった場合、特約の保険料のお払込みも不要となります。



健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、介護年金・特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)ただし、死亡給付金は保険期間の始期から保障を開始します。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 ▾

保障内容

お受取りのイメージ

オプション >

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 19 後 ▶

あんしんねんきん介護Rは、**介護の費用に備えることができ、しかも使わなかった保険料が戻ってきます。**

		お支払事由	お支払いする年金・給付金等								
健康還付特則	健康還付給付金	<p>健康還付給付金支払日*3に生存されているとき</p> <p>支払限度回数 保険期間を通じて1回</p> <p>●健康還付給付金のお受取り対象年齢</p> <table border="1"> <tr> <td>ご契約年齢</td> <td>20～50歳</td> <td>51～55歳</td> <td>56～65歳</td> </tr> <tr> <td>健康還付給付金のお受取り対象年齢</td> <td>70歳</td> <td>75歳</td> <td>80歳</td> </tr> </table>	ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳	健康還付給付金のお受取り対象年齢	70歳	75歳	80歳	<p>既払込保険料 介護年金の 相当額 ー 合計額</p> <p>この計算式の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金・死亡給付金のお支払いはありません。</p> <p>健康還付給付金・死亡給付金の計算方法の詳細は、「<b>ご注意事項</b>」<b>3</b> <b>4</b> をご確認ください。</p>
	ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳							
健康還付給付金のお受取り対象年齢	70歳	75歳	80歳								
または 死亡給付金	健康還付給付金支払日*3の前日までに死亡されたとき										

⊕ ニーズに合わせて、**オプションを追加**できます！

認知症や軽度認知障害(MCI)にも備えたい方に  
**認知症一時金特約** オプション詳細 →

要介護の初期費用に備えたい方に  
**介護一時金特約** オプション詳細 →

\*3 被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。



健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、介護年金・特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)ただし、死亡給付金は保険期間の始期から保障を開始します。



健康還付給付金・死亡給付金の対象となる保険料について  
健康還付給付金・死亡給付金の対象となる既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 ▾

保障内容

お受取りのイメージ

オプション >

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

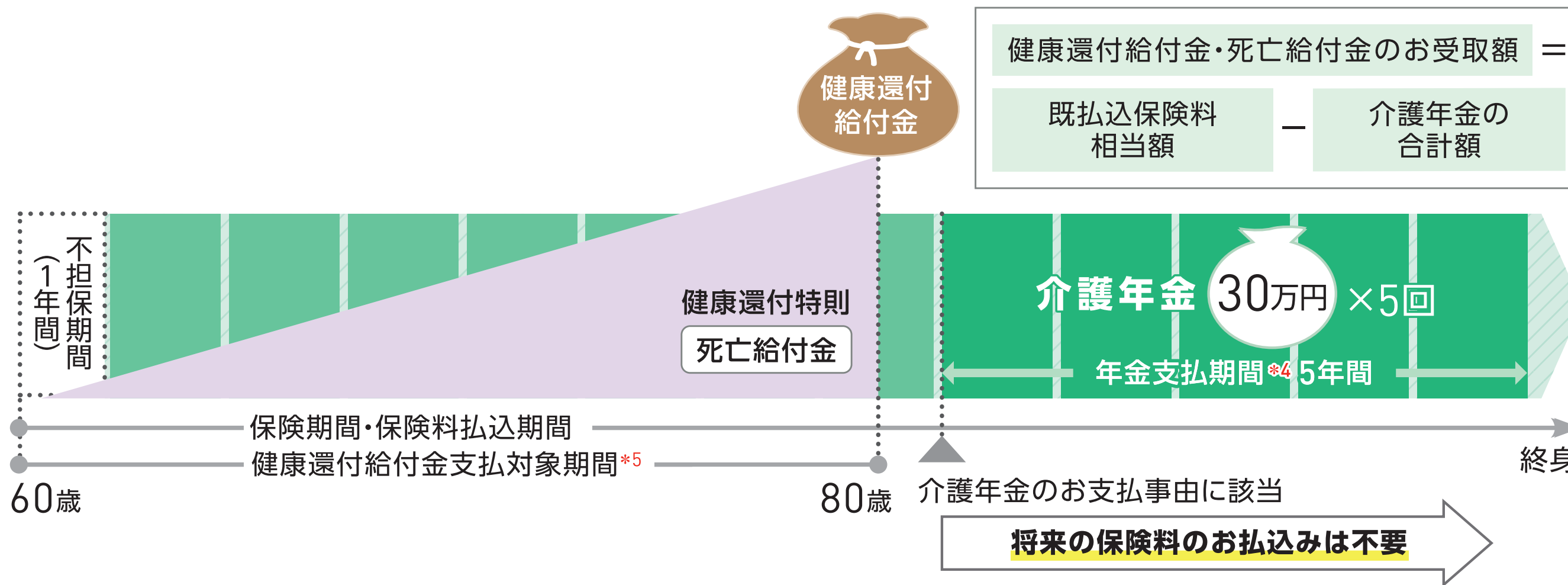
全画面表示

◀ 前 20 後 ▶



## ご契約例

- 60歳・男性
- 保険期間・保険料払込期間:終身
- 年金の種類:有期年金
- 年金支払期間:5年
- 介護年金額:30万円
- 健康還付給付金受取対象年齢:80歳
- 月払保険料(口座振替扱):9,420円



\*4 生存されている限り年金支払期間を通じて、介護年金を毎年お支払いします。

\*5 契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。



健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、介護年金・特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)ただし、死亡給付金は保険期間の始期から保障を開始します。

### 健康還付給付金・死亡給付金の対象となる保険料について

健康還付給付金・死亡給付金の対象となる既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 ▾

保障内容

お受取りのイメージ

オプション >

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

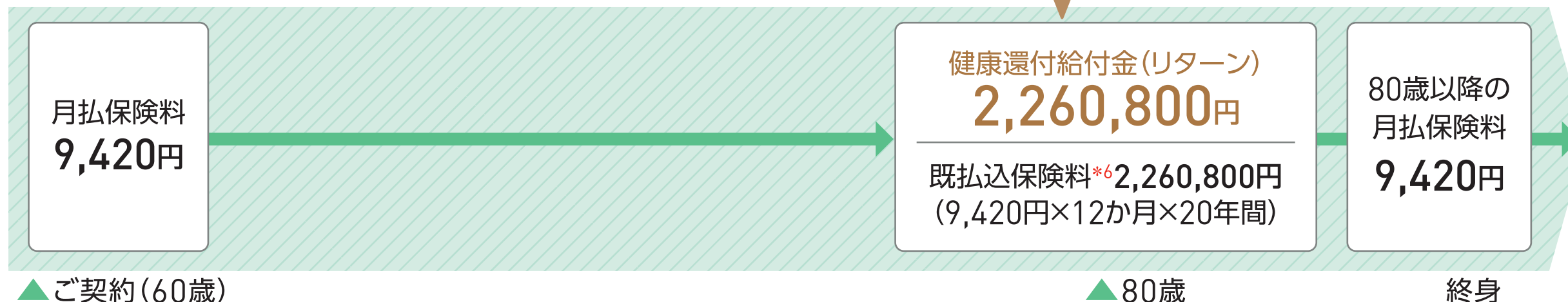
ご注意事項

全画面表示

◀ 前 21 後 ▶

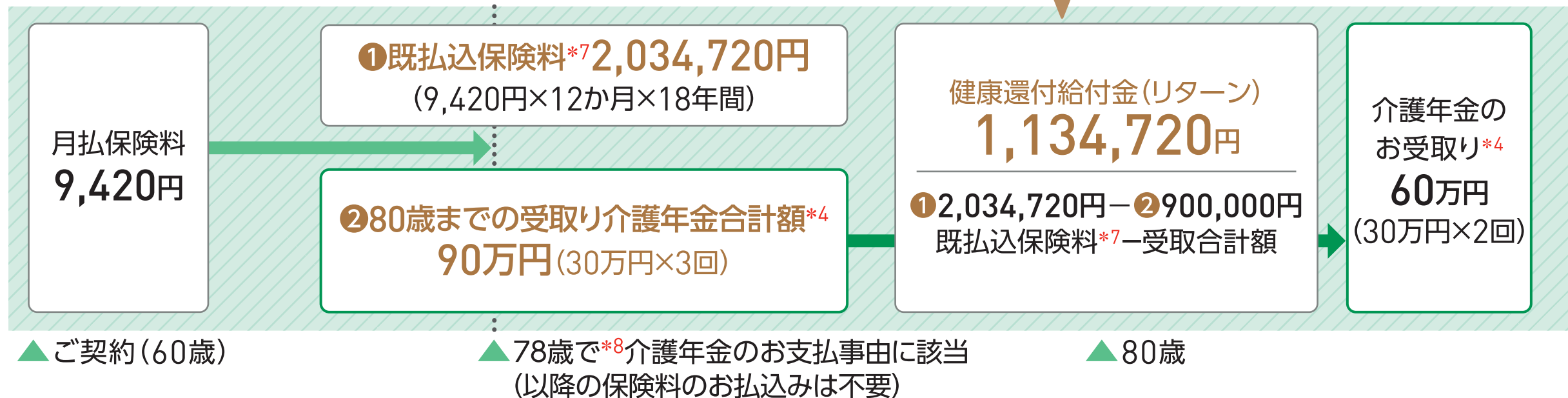
## ケース① 介護年金のお受取りがない場合

所定の年齢までにお払い込みいただいた  
保険料\*6を**全額**お受取り



## ケース② 介護年金のお受取りがあった場合

既にお受け取りいただいた  
介護年金の合計額を**差し引いた額**をお受取り



\*4 生存されている限り年金支払期間を通じて、介護年金を毎年お支払いします。

\*5 契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。

\*6 健康還付給付金支払対象期間中の既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。)

\*7 健康還付給付金支払対象期間中に介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、契約日からその日を含めて第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。)

\*8 78歳となる年単位の契約応当日の前日にお支払事由に該当した場合とします。



ご注意

健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、介護年金・特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)ただし、死亡給付金は保険期間の始期から保障を開始します。



健康還付給付金・死亡給付金の対象となる保険料について  
健康還付給付金・死亡給付金の対象となる既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

あんしんねんきん介護Rではニーズに合わせて、オプションを追加できます！

「認知症」の保障を準備しておきたい方におすすめ！

## 認知症一時金特約

介護の初期費用に備えたい方におすすめ！

## 介護一時金特約

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション ▾

オプション一覧

認知症一時金特約

介護一時金特約

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 23 後 ▶

東京海上日動あんしん生命



健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)

### ⚠ 特約の保険料や給付金について

特約の保険料は健康還付給付金・死亡給付金の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

### 「保障を開始する時期とお取扱い」

および「ご注意事項」を必ずご確認ください。

オプション「認知症」の保障を準備しておきたい方におすすめ!

## 認知症一時金特約

### 保障内容

認知症や軽度認知障害(MCI)と診断確定されたとき、一時金をお受け取りいただけます。

● 認知症一時金額:100万円の場合

お支払事由	お支払いする一時金	
病気やケガにより 初めて軽度認知障害(MCI) と診断確定されたとき	軽度認知障害一時金 認知症一時金額の10%	10万円
軽度認知障害一時金をお受取り後に、 病気やケガにより 初めて認知症と診断確定されたとき	認知症一時金 認知症一時金額の90%	90万円
または	または	
軽度認知障害一時金のお受取りがなく、 病気やケガにより 初めて認知症と診断確定されたとき	軽度認知障害一時金・認知症一時金 認知症一時金額の100%	100万円

軽度認知障害一時金と  
認知症一時金の  
支払限度回数  
保険期間を通じて  
それぞれ1回



- 商品特長 >
- 告知事項と責任開始期 >
- 人生100年時代の介護とリスク >
- 保障内容 >
- オプション **▼**
- オプション一覧
- 認知症一時金特約
- 介護一時金特約
- 介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >
- サービス
- Q&A
- ご注意事項

全画面表示

**⚠ ご注意** 健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)

**⚠ 特約の保険料や給付金について**  
特約の保険料は健康還付給付金・死亡給付金の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

「保障を開始する時期とお取扱い」  
および「ご注意事項」を  
必ずご確認ください。



オプション「認知症」の保障を準備しておきたい方におすすめ!

認知症一時金特約

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション ▾

オプション一覧

認知症一時金特約

介護一時金特約

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

- 認知症一時金額は20万円～200万円(10万円単位)で設定できます。認知症一時金特約と介護一時金特約は、それぞれの特約の一時金額を通算して200万円までご加入いただけます。
- 対象となる軽度認知障害(MCI)・認知症は、それぞれ次のとおりです。

軽度認知障害(MCI)	日常生活動作は自立しているものの、認知機能が低下し、認知機能領域の障害が認められる約款所定の軽度認知障害をいいます。
認知症	脳内に後天的におこった器質的な病変または損傷により、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した約款所定の器質性認知症をいいます。

- 主契約が有期年金の場合、主契約の年金支払期間が満了したときであっても、認知症一時金のお支払いがないときは、この特約は消滅せず、終身にわたって保障が継続します。

全画面表示

◀ 前 25 後 ▶



健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)

特約の保険料や給付金について

特約の保険料は健康還付給付金・死亡給付金の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

「保障を開始する時期とお取り扱い」

および「ご注意事項」を必ずご確認ください。

オプション「認知症」の保障を準備しておきたい方におすすめ!

## 認知症一時金特約

### 介護が必要になる原因

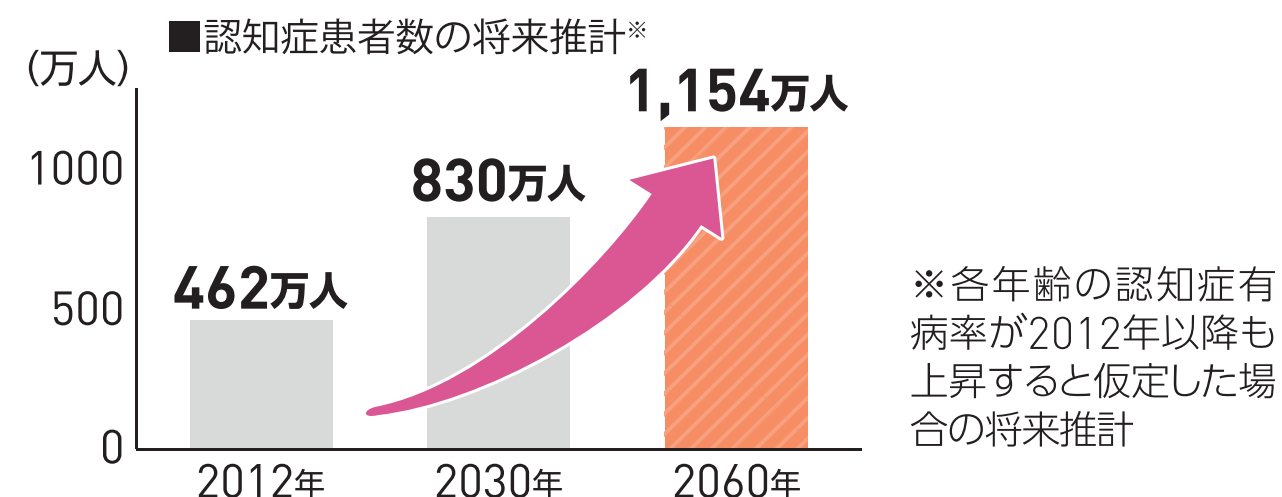
介護認定の原因で最も多いのは「認知症」です。

1位	認知症	17.6%
2位	脳血管疾患	16.1%
3位	高齢による衰弱	12.8%

出典:厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

### 認知症有病者数

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」では、65歳以上で認知症になる人は、**2030年には830万人、2060年には1,154万人**に年々増加すると推計されています。



出典:内閣府「平成29年版高齢社会白書」をもとに当社で作成

### 認知症がある場合の介護費用の増加割合

認知症ありの介護費(居宅サービス費)は、認知症なしと比べて**1.4倍**に増加します。

出典:厚生労働科学研究費補助金(認知症対策総合研究事業)「わが国における認知症の経済的影響に関する研究」平成26年度総括・分担研究報告書

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション

オプション一覧

認知症一時金特約

介護一時金特約

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 26 後 ▶

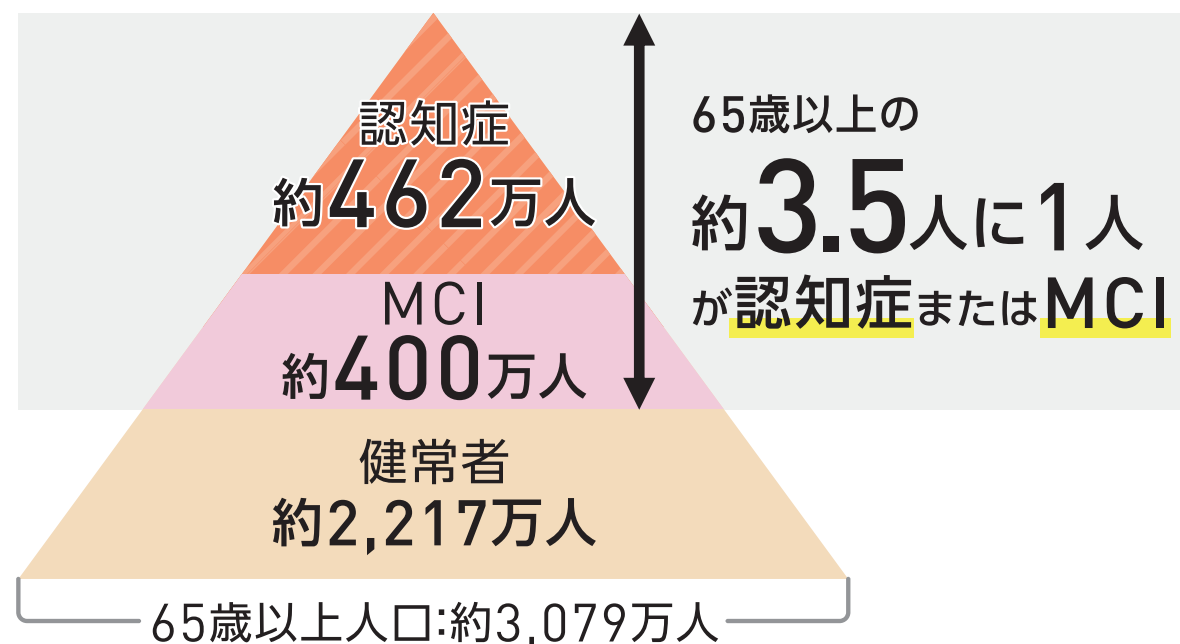
オプション 「認知症」の保障を準備しておきたい方におすすめ!

## 認知症一時金特約

### 軽度認知障害(MCI)とは?

軽度認知障害(MCI)は、健常者と認知症の中間にあたり、物忘れはありますが、日常生活に支障はない状態です。

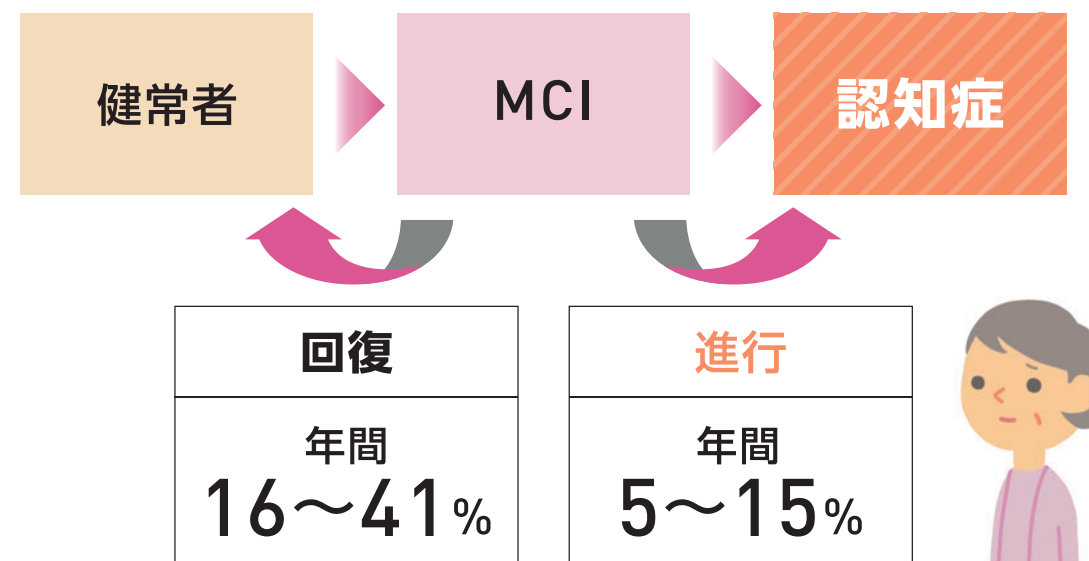
#### ●認知症高齢者の状況(2012年推計)



出典:厚生労働省 第115回社会保障審議会介護給付費分科会資料  
「認知症施策の現状について」

MCIから、認知症に進行することもあります。一方、**年間約16~41%が回復する**というデータもあります。

#### ●認知症の進行イメージ



出典:一般社団法人日本神経学会  
「認知症疾患診療ガイドライン2017 P147」をもとに  
当社で作成

MCIは、適度な運動や糖尿病・高血圧などの**生活習慣病対策**を行うことや、**知的刺激を高める**ことにより、**回復したり、認知症の発症を遅らせる**可能性もあります。MCI段階での**早期のケア**が重要です。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション ▾

オプション一覧

認知症一時金特約

介護一時金特約

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 27 後 ▶

# オプション 介護の初期費用に備えたい方におすすめ! 介護一時金特約

## 保障内容

介護が必要な所定の状態となったとき、一時金をお受け取りいただけます。

お支払事由	お支払いする一時金
病気やケガにより、以下①または②に該当したとき ①公的介護保険制度の <b>要介護2以上</b> と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき <a href="#">お支払事由詳細</a> →	<b>介護一時金</b> <b>20～200万円</b> (10万円単位で設定) 支払限度回数 保険期間を通じて1回

●介護一時金特約と認知症一時金特約は、それぞれの特約の一時金額を通算して200万円までご加入いただけます。

TOP

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション ▾

オプション一覧

認知症一時金特約

介護一時金特約

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 28 後 ▶

東京海上日動あんしん生命



健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)

### ⚠ 特約の保険料や給付金について

特約の保険料は健康還付給付金・死亡給付金の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

### 「保障を開始する時期とお取扱い」

および「[ご注意事項](#)」を必ずご確認ください。









# オプション 介護の初期費用に備えたい方におすすめ! 介護一時金特約

## 介護にかかる初期費用

要介護状態の初期には、通常の**介護費用以外にもさまざまな費用**がかかります。

要介護状態になった場合に、  
通常の介護費用以外にかかる費用の目安

具体例	車いす	特殊寝台	移動用リフト
			
	6万円～50万円	15万円～50万円	20万円～*
	ポータブルトイレ	手すり	階段昇降機
			
	1万円～25万円	1万円～*	50万円～*

公的介護保険の給付対象となる場合があります。自費で購入した場合の金額で、いずれも目安額です。  
\*工事費別途  
出典:公益財団法人 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに当社で作成

介護でかかった  
一時的な費用の合計

- 介護用品購入費
- 住宅改造費

平均  
**74万円**



出典:公益財団法人 生命保険文化センター  
「2021(令和3)年度 生命保険に関する  
全国実態調査」

公的介護保険では、住宅改修の費用が原則**20万円**(うち自己負担1割、所得が一定以上の第1号被保険者は自己負担2～3割)まで支給されます。

- 商品特長 >
- 告知事項と責任開始期 >
- 人生100年時代の介護とリスク >
- 保障内容 >
- オプション** ▾
- オプション一覧
- 認知症一時金特約
- 介護一時金特約**
- 介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >
- サービス
- Q&A
- ご注意事項

# 介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態

◎ 下記①・②のいずれかに該当した場合、介護年金・介護一時金をお支払いします。

① 公的介護保険制度で 要介護2以上と認定		② 当社所定の要介護状態が 180日を超えて継続
被保険者の年齢	公的介護保険制度【要介護2以上】	当社所定の要介護状態
65歳以上	要介護状態になった 原因を問わず対象	年齢を問わず対象
40～64歳以下	要介護状態になった 原因は下表の特定疾病に限定	
40歳未満	支払対象外 (40歳未満は公的介護保険制度の対象外)	

特定疾病				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん*</li> <li>・関節リウマチ</li> <li>・筋萎縮性側索硬化症</li> <li>・後縦靭帯骨化症</li> <li>・骨折を伴う骨粗鬆症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初老期における認知症</li> <li>・進行性核上性麻痺、 大脳皮質基底核変性症及び パーキンソン病 (パーキンソン病関連疾患)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脊髄小脳変性症</li> <li>・脊柱管狭窄症</li> <li>・早老症</li> <li>・多系統萎縮症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症</li> <li>・脳血管疾患</li> <li>・閉塞性動脈硬化症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性閉塞性肺疾患</li> <li>・両側の膝関節又は股関節に 著しい変形を伴う 変形性関節症</li> </ul>
<p>※医師が一般に認められている知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限りします。</p>				

2022年5月現在の公的介護保険制度の概要を説明しています。詳細は市町村等の公的介護保険制度の窓口までお問い合わせください。この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護年金・介護一時金のお支払事由の変更を行うことがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

## 1 公的介護保険制度の要介護2以上

身体状態の目安(例)

軽度

重度

### 要介護2 (軽度の介護)

食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。



### 要介護3 (中等度の介護)

食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。



### 要介護4 (重度の介護)

食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりでほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。



### 要介護5 (最重度の介護)

食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。



出典:公益財団法人 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)

## ② 当社所定の要介護状態

つぎの①または②いずれかの状態をいいます。

ただし、死亡した後や他人による介護を必要としなくなった後は要介護状態とはいいません。

- ① 常時寝たきり状態で、下記ア.に該当し、かつ、  
下記イ.～オ.のうち、2項目以上に該当して他人による介護を必要とする状態

ア. ベッド周辺の歩行が自分ではできない      イ. 衣服の着脱が自分ではできない  
ウ. 入浴が自分ではできない      エ. 食物の摂取が自分ではできない  
オ. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

- ② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、  
かつ、他人による介護を必要とする状態

要介護状態は、約款に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。



## さまざまなサービスでお客様をサポートします

認知症による資産凍結への備えをサポート

Web・電話サービス



ご契約者<sup>(\*)</sup>・被保険者およびそのご家族向け

### ファミトラ 家族信託組成サポートサービス

提供:株式会社ファミトラ

家族信託のご説明、提案、信託契約組成までを総合的にサポートします。また信託組成後も信託監督人としてご家族とともに、信託の運用をサポートいたします。家族信託組成サポートサービスの初期費用について、優待料金でご利用いただけます。



#### 家族信託とは..

認知症になると**定期預金の解約**や**自宅等不動産の売却・管理**ができなくなるリスクがあります。家族信託は、こうした資産凍結への不安を抱く方が家族に資産を託し、**その管理や処分を家族に行ってもらう仕組み**です。

 0120-294-067

受付時間 平日9:00~18:00  
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

家族信託組成サポート  
サービスについて詳しくは  
専用WEBサイトへ



※専用WEBサイトからはいつでも資料  
請求が可能です。

(\*)法人を除きます。

サービスは予告なく変更される場合があります。くわしくは各サービスのチラシやホームページをご覧ください。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

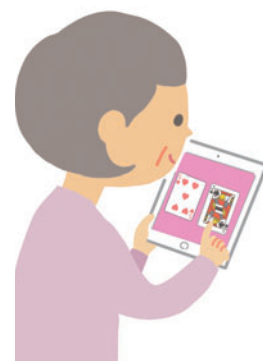
◀ 前 33 後 ▶

## さまざまなサービスでお客様をサポートします

### 脳の健康度チェックをサポート

#### Eisai 脳の健康度チェック

脳の反応速度・注意力等「脳の健康度」をチェックすることができるデジタルツールをご提供します。  
※病気の予防や診断などを目的としたものではありません。



Webサービス

被保険者向け

提供:エーザイ株式会社

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたテストでチェック!手軽に取り組めます。

### 脳機能の維持・向上トレーニングをサポート

#### 脳機能向上トレーニング

記憶力や注意力など脳機能の維持・向上を目的とした「脳機能向上トレーニング」をご提供します。  
※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

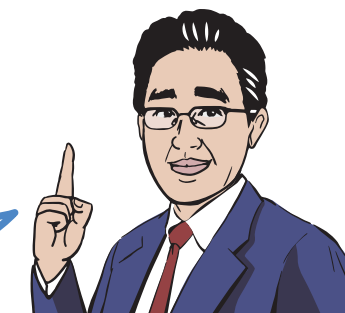


Webサービス

被保険者向け

「脳トレ」で著名な川島隆太氏 監修

継続的に取り組むことで、記憶力や注意力など脳機能の維持・向上が図れます!



※画面はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

サービスは予告なく変更される場合があります。くわしくは各サービスのチラシやホームページをご覧ください。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 34 後 ▶

## さまざまなサービスでお客様をサポートします

### 病気の予防をサポート



簡単・気軽に健康管理ができる健康アドバイスアプリをご提供します。

パーソナルAIコーチがタイムリーに  
あなたの目標に合わせてアドバイスします。

アドバイスパターンは**2億通り以上!**  
(約10万人の栄養管理の実績に基づいて作成)

アプリサービス



被保険者向け

提供:株式会社リンクアンドコミュニケーション

ライフログ(食事・運動・睡眠)、  
健診結果を簡単に記録できます。

食事は写真を撮るだけ!



商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

サービスは予告なく変更される場合があります。 くわしくは各サービスのチラシやホームページをご覧ください。

◀ 前 35 後 ▶

## さまざまなサービスでお客様をサポートします

### 病気に関する疑問や不安の解消をサポート

Webサービス

被保険者向け

## Medical Note for 東京海上グループ

提供:株式会社メディカルノート

専用ホームページで専門医監修の信頼できる医療情報をご提供します。

### 1 セカンドオピニオン予約サービス

各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約\*1ができます。

### 3 がん精密検査予約サービス

専門的な医療を提供している病院から選んでがん精密検査の受診の予約\*1ができます。

### 5 病気・症状辞典サービス

症状ごとの受診の目安等、専門医監修の信頼できる医療情報や病気・治療解説等を調べられます。

### 2 医師・病院受診予約サービス

各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約\*1ができます。

### 4 オンライン医療相談サービス

気になる症状をWebで気軽に医師・看護師に相談できます。

\*1 予約の際は紹介状が必要となります。予約可能な病院等は専用ホームページをご確認ください。なお、予約可能な病院等は順次拡大予定です。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 36 後 ▶

サービスは予告なく変更される場合があります。くわしくは各サービスのチラシやホームページをご覧ください。



## さまざまなサービスでお客様をサポートします

介護に関する疑問や不安の解消をサポート


電話・訪問サービス



ご契約者<sup>(\*)</sup>・被保険者およびそのご家族向け

### 介護お悩み電話・訪問相談サービス

提供:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

 **0120-428-834** 受付時間 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

#### 電話相談サービス

介護に関するお悩みに専門の相談員がお電話で親身にお応えします。


#### 訪問相談サービス

ケアマネージャー等が訪問し、ケアプランの骨子の作成またはケアプランに対するセカンドオピニオンをご提供します。  
※2回目以降のご利用については有料となります。



### 介護アシスト

提供:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

 **0120-428-834** 受付時間 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

お電話にて、ご高齢者の生活支援や介護の相談ができます。また、ご高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用いただけます。

(\*)法人を除きます。

サービスは予告なく変更される場合があります。くわしくは各サービスのチラシやホームページをご覧ください。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 37 後 ▶

## さまざまなサービスでお客様をサポートします

### 病気に関する疑問や不安の解消をサポート

電話サービス



ご契約者(\*)・被保険者およびそのご家族向け

### メディカルアシスト(各種医療サービス)

提供:東京海上日動メディカルサービス株式会社

 **0120-363-992** 予約受付 24時間 365日対応

日常のおからだの悩みから「もしも」のときの緊急対応まで、サポートします。

- 緊急医療相談
  - 一般の健康相談
  - 医療機関案内
  - 転院・患者移送手配\*2
  - ▶ **24時間365日対応**
  - がん専用相談窓口
  - 予約制専門医相談
  - ▶ **事前にご予約ください**
- \*2 転院・移送の実費についてはお客様のご負担となります。

### 早期発見をサポート


電話サービス



ご契約者(\*)・被保険者およびそのご家族向け

### 人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

提供:株式会社ウェルネス医療情報センター

 **0120-633-877** 受付時間 平日9:30~17:30(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

通常料金より約5%~20%割引となる優待料金\*3で、内容・場所・料金等、お客様のご希望にかなった施設の検索と予約ができます。

\*3 医療機関・検査内容によっては、割引が適用されない場合もあります。

最寄りの医療機関の  
検索はこちら



(\*)法人を除きます。

サービスは予告なく変更される場合があります。くわしくは各サービスのチラシやホームページをご覧ください。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 38 後 ▶

**Q.** 介護年金のお支払事由に該当した後、**容体が改善した場合、年金を受け取ることはできますか？**

**A.** はい、お受け取りいただけます。介護年金は、一度お支払事由に該当された場合、年金支払期間中、生存されている限り、お受け取りいただけます。また、将来の保険料のお払込みも不要のままとなります。

商品特長



告知事項と責任開始期



人生100年時代の介護とリスク



保障内容



オプション

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態

サービス

Q&amp;A

ご注意事項

全画面表示

商品特長 &gt;

告知事項と責任開始期 &gt;

人生100年時代の介護とリスク &gt;

保障内容 &gt;

オプション &gt;

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&amp;A

ご注意事項

Q. あんしんねんきん介護Rの**生命保険料控除の種類**を教えてください。

A. 適用される**生命保険料控除の種類**は下表のとおりです。

控除の種類	対象となる保険契約・特約
介護医療保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>• あんしんねんきん介護R (主契約)</li> <li>• 介護一時金特約</li> <li>• 認知症一時金特約</li> </ul>



**あんしんねんきん介護R (主契約) の保険料の一部は、生命保険料控除の対象になりません。**

生命保険料控除の対象となるのは、同条件で、健康還付特則が付加されていない「あんしんねんきん介護 (介護年金保険 (無解約返戻金型))」をご契約いただく場合の保険料相当額となります。

詳細は当社の取扱者／代理店にお問い合わせいただくか、当社から発行する「生命保険料控除証明書」等にてご確認ください。

\*2022年5月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

全画面表示

◀ 前 40 後 ▶



商品特長 &gt;

告知事項と責任開始期 &gt;

人生100年時代の介護とリスク &gt;

保障内容 &gt;

オプション &gt;

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 &gt;

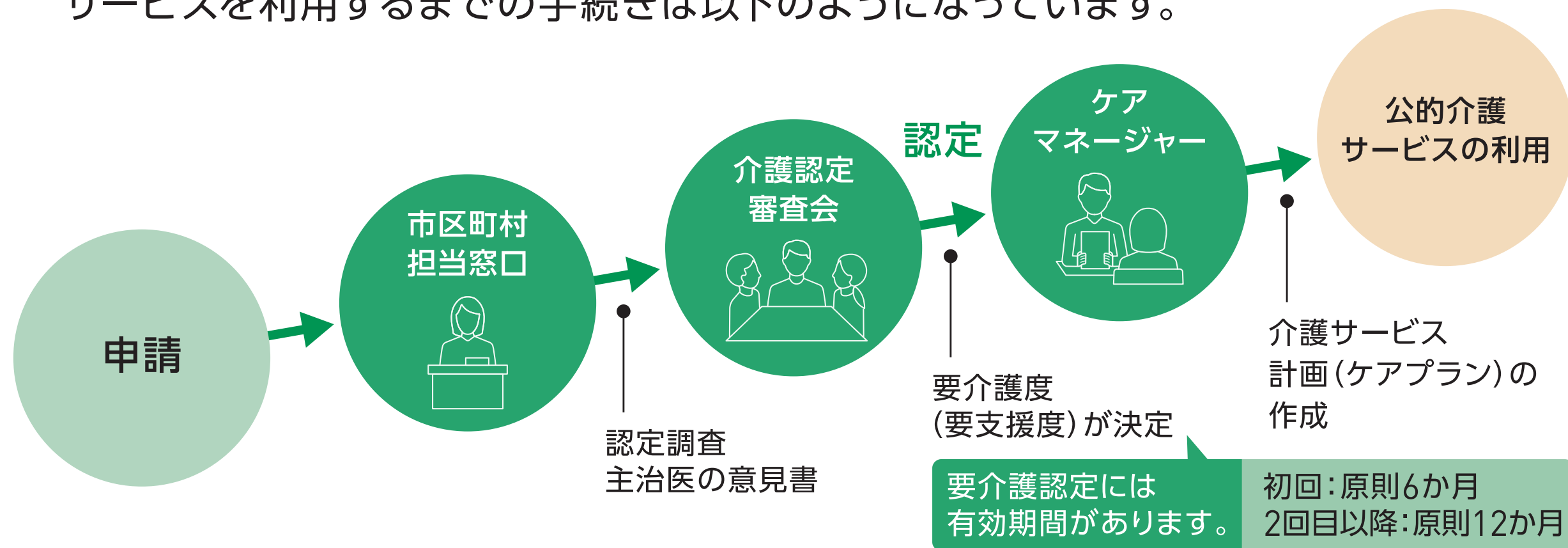
サービス

Q&amp;A

ご注意事項

**Q.** 公的介護保険制度のサービスを利用するまでの手続きの概要を教えてください。

**A.** 要介護（要支援）認定を受けるには、**市区町村の担当窓口への申請**が必要です。サービスを利用するまでの手続きは以下のようになっています。



\*2022年5月現在の制度に基づき記載しており、今後、変更となる場合があります。 (介護の必要度が変わった場合には、いつでも認定の変更申請が可能です)

監修:東京海上日動ベターライフサービス株式会社

全画面表示

◀ 前 41 後 ▶

## 1 責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)について **「保障を開始する時期とお取扱い」をあわせてご確認ください。**

- この保険の主契約および特約は、契約日の1年後の応当日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。 (不担保期間:1年間)ただし、保険料払込みの免除は、保険期間の始期からご契約上の保障を開始します。
- 責任開始期前の病気やケガ(告知書の質問事項に該当しない病気やケガを含みます)を原因として介護が必要な所定の状態に該当した場合には、介護年金・介護一時金をお支払いできません。
- 責任開始期の前日までに認知症または軽度認知障害と診断確定された場合や、責任開始期前の病気やケガ(告知書の質問事項に該当しない病気やケガを含みます)を原因として認知症または軽度認知障害と診断確定された場合には、認知症一時金特約は無効となり、一時金のお支払いはできません。
- 上記にかかわらず、責任開始期前に告知の対象とならない病気を発病していた場合、責任開始期からその日を含めて2年経過後にその病気の合併症を発症し、その合併症を原因として年金・一時金のお支払事由に該当したときは、年金・一時金のお支払対象となります。また、責任開始期前に病気またはケガが生じていた場合でも、年金・一時金のお支払事由の原因となった責任開始期以後の病気との因果関係が認められないときなどは、年金・一時金のお支払対象となります。

## 2 介護年金について

- 第1回介護年金のお支払事由に複数該当しても、介護年金は重複してお支払いしません。
  - 有期年金の場合、年金支払期間が満了したときはご契約は消滅します(※)。
- (※) 認知症一時金特約が付加されたご契約で、認知症一時金のお支払いがない場合を除きます。

### 3 健康還付給付金について

- 支払対象年齢は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりとします。

被保険者の契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
健康還付給付金の支払対象年齢	70歳	75歳	80歳

- 健康還付給付金のお支払額は次の計算式により計算します。

$$\text{既払込保険料相当額(月払保険料相当額}^{※1}) \times \text{健康還付給付金支払対象期間}^{※2} \text{の月数}^{※3}) - \text{介護年金の合計額}^{※4}$$

計算の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。

既払込保険料相当額は、所定の高度障害・身体障害状態により保険料のお払込みが免除されている場合でも、上記計算式で計算された金額となります。

- 健康還付給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。
- 有期年金の場合、健康還付給付金支払日が到来する前に年金支払期間が満了し、ご契約が消滅する時に健康還付特則の解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金を最終回の介護年金とともに介護年金受取人にお支払いします。

### 4 死亡給付金について

- 死亡給付金のお支払額は次の計算式により計算します。

$$\text{既払込保険料相当額(月払保険料相当額}^{※1}) \times \text{契約日から死亡日}^{※2} \text{までの月数}^{※3}) - \text{介護年金の合計額}^{※4}$$

計算の結果が0円以下となるときは、死亡給付金のお支払いはありません。

既払込保険料相当額は、所定の高度障害・身体障害状態により保険料のお払込みが免除されている場合でも、上記計算式で計算された金額となります。

- 健康還付給付金支払日以後は、死亡給付金のお支払いはありません。

.....  
 (※1) 払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の1か月分の保険料とします。(特約の保険料は含みません。)

(※2) 健康還付給付金支払対象期間は契約日からその日を含めて健康還付給付金支払日の前日までの期間をいいます。死亡給付金の場合、契約日からその日を含めて被保険者が死亡した日まで\*とします。

(※3) 健康還付給付金支払対象期間中または、死亡される前に介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、契約日からその日を含めて第1回介護年金の支払事由に該当した日までの月数\*とします。

(※4) 健康還付給付金支払対象期間中または、被保険者が死亡された日までに、お支払事由が生じたことにより支払われる介護年金の合計額。(特約の一時金は含みません。)

\*1か月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 43 後 ▶



## 5 認知症一時金特約について

- 認知症・軽度認知障害の診断確定は、認知機能検査および画像検査によってなされる必要があります。ただし、他の所見によって診断確定された場合、その根拠が合理的であると認められるときは、その診断確定を認めることがあります。
- 認知症一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

## 6 介護一時金特約について

- 介護一時金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

## 7 年金・一時金等の受取人の指定について

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、ご契約者または被保険者のいずれかを年金・一時金の受取人として指定いただくことができます。
- 健康還付給付金の受取人はご契約者のみとします。
- ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を指定いただきます。

## 8 解約返戻金について

- この保険は、年金支払開始日前に限り解約することができます。また、この保険の主契約の解約返戻金は以下のとおりです。

### 【基本保障】

- ・保険期間を通じて解約返戻金はありません。

### 【健康還付特則】

- ・健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。
- ・解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・介護年金の支払額等により異なります。
- ・ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
- ・健康還付特則のみの解約はできません。
- 認知症一時金特約・介護一時金特約の解約返戻金は以下のとおりです。
  - ・認知症一時金特約は、年金支払開始日の前日までは解約返戻金はありません。年金支払開始日以後の解約返戻金は認知症一時金額の10%です。
  - ・介護一時金特約は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

(注) 上記にかかわらず、不担保期間中に解約された場合等には、基本保障および特約部分の責任準備金をお支払いします。

- この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしていません。



## 9 公的介護保険制度の改正が行われたときについて

- 公的介護保険制度の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護年金・介護一時金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

## 10 契約者配当について

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

[商品特長](#)[告知事項と責任開始期](#)[人生100年時代の介護とリスク](#)[保障内容](#)[オプション](#)[介護年金・介護一時金のお支払いの対象となる状態](#)[サービス](#)[Q&A](#)[ご注意事項](#)[全画面表示](#)[◀ 前](#) [45](#) [後 ▶](#)

## 年金・一時金等を確実にご請求いただくために指定代理請求人をご指定ください。(指定代理請求特約)

年金・一時金等の受取人を被保険者とした場合、受取人が病気やケガにより年金・一時金等を請求する意思表示ができない等の事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として年金・一時金等を請求することができます。

指定代理請求人は、年金・一時金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者・被保険者の直系血族・被保険者の3親等内の親族
- ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
- ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方

指定代理請求人からのご請求に対して年金・一時金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても年金・一時金等をお支払いしません。

代理請求により年金・一時金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。年金・一時金等のお支払い後に、被保険者(またはご契約者)からご契約内容についてご照会があったときは、年金・一時金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(またはご契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

代理請求できる年金・一時金等の種類等、詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

## 年金等の請求のご連絡先

### ●保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**

受付時間 平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

### ●当社ホームページからもご連絡いただけます。

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

## 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

## 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**介護保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者／代理店または営業店にご請求ください。

「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

### 本資料について

●本資料について、閲覧以外の転用・加工や一部抜粋・ホームページへの公開等のご利用を禁止しています。

**本資料は2023年8月時点の概要をご説明しております。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。**

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>  
カスタマーセンター

☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)



TOKIO MARINE  
NICHIDO

本社募資 '23-KL01-HZ016 C76-10278(2)改定202308

商品特長 >

告知事項と責任開始期 >

人生100年時代の介護とリスク >

保障内容 >

オプション >

介護年金・介護一時金の  
お支払いの対象となる状態 >

サービス

Q&A

ご注意事項

全画面表示

◀ 前 47 後 ▶